

児童虐待に係る事例検証及びプロジェクトの経過報告について

1 事例の検証について

(1) 港北区の児童虐待死事例

児童虐待による重篤事例等検証委員会で検証をすすめています。

ア 事例の概要

平成 21 年 12 月 19 日（土）、港北区の当時 1 歳の女兒が木箱に入れられたことにより窒息死し、平成 22 年 7 月 24 日（土）、実母と同居男性が監禁致死容疑で逮捕されました。今後、裁判は裁判員制度で行われる予定です。

イ 検証委員会の開催経過

第 1 回	平成 22 年 8 月 13 日（金）	事例概要、ヒアリングの実施に向けて
第 2 回	平成 22 年 9 月 3 日（金）	港北区福祉保健センターヒアリング
第 3 回	平成 22 年 9 月 24 日（金）	北部児童相談所ヒアリング
第 4 回	平成 22 年 10 月 12 日（火）	課題と改善点の検討
第 5 回	平成 22 年 10 月 18 日（月）	港北区福祉保健センター追加ヒアリング
第 6 回	平成 22 年 11 月 2 日（火）	転入前自治体ヒアリング
第 7 回	平成 22 年 11 月 22 日（月）	報告書作成に向けて
第 8 回	平成 22 年 12 月 14 日（火）	報告書内容整理（予定）

ウ 検証委員会で出された意見や課題

区福祉保健センター及び児童相談所の技術面や連携の課題等について、主に以下のような意見や課題が出されています。

(援助の方針等の技術面について)

- ・ 家庭訪問等により継続的に関わっていたが、当該世帯の抱える問題や危険度の認識が十分にできていなかった。

(連携について)

- ・ 区福祉保健センターと児童相談所とのカンファレンスは高い頻度で行われていたが、具体的な役割分担がされていなかったために、両者のもつ専門性が十分に発揮できなかった。

(組織的対応について)

- ・ 区福祉保健センター、児童相談所それぞれ支援の進捗状況の確認及びそれに伴う支援方針の見直しについて、組織的に十分な管理ができていなかった。

エ 今後の予定

年度内に報告書を作成し、横浜市児童福祉審議会の児童部会及び総会に報告します。

(2) 戸塚区の児童虐待事例

児童福祉審議会児童部会に報告し、ご意見をいただいています。

ア 事例の概要

平成22年7月23日(金)、実父(34歳)と同居女性(36歳)から小学5年生の長男に暴力や食事を与えないとの虐待が行われたとして、実父と同居女性が傷害の疑いで逮捕されました。10月18日に横浜地方裁判所で、実父及び同居女性に懲役1年の実刑判決が出ました。

イ 児童部会での検討経過

平成22年9月24日(金) 事例の概要、世帯状況、対応経過等

平成22年10月21日(木) 事例の振り返りによる問題点、課題の整理等

平成22年12月9日(木) 部会意見の整理

ウ 児童部会での意見

児童相談所の対応や体制面、連携の課題について、主に以下のような意見をいただいています。

(児童相談所の対応等について)

- ・ 通報に対する判断が十分でないために対応の遅れにつながった。
- ・ 同居女性宅の児童には、継続支援を行っていたが、家庭訪問ができていなかったために、男性家族と同居していることをはじめ世帯の情報が十分にとれていなかった。

(連携について)

- ・ 学校、区福祉保健センター生活保護担当との情報共有や連携が不十分であった。
- ・ 世帯状況の把握のために、民生委員・児童委員等との連携が必要であったと考えられる。

(その他)

- ・ 現在の児童相談所の人員数で、対応困難事例や重篤な事例の対応に足りているのか検討の必要を感じる。児童相談所職員の量と質の向上、組織的体制強化が望まれる。

エ 今後の予定

児童部会の意見をまとめ、横浜市児童福祉審議会総会に報告します。

2 児童虐待対策プロジェクトについて

(1) プロジェクト開催経過

- 第1回 平成22年 9月 1日 (水) 児童虐待の現状、問題点・課題について (市長出席)
- 第2回 平成22年 9月 17日 (金) 課題に対する改善策の検討
- 第3回 平成22年 10月 14日 (木) 課題に対する改善策の検討
- 第4回 平成22年 10月 29日 (金) 市長への経過報告について
- 第5回 平成22年 11月 5日 (金) 継続検討課題について
- 第6回 平成22年 11月 19日 (金) 個別課題の検討 (区と児童相談所の役割分担ほか)
- 第7回 平成22年 12月 5日 (金) 個別課題の検討 (区と児童相談所の役割分担ほか)

(2) ヒアリング実施先

児童虐待対応に関する意見及びそれぞれの役割の課題について、ヒアリングを行っています。

- ア 幼稚園、保育園 (公立・私立)
- イ 小学校・中学校
- ウ 放課後事業、青少年相談センター・青少年指導員
- エ 児童委員、地域子育て支援拠点
- オ 医療機関 (小児科・産科・小児精神科医師、看護師、医療ソーシャルワーカー)
- カ 警察
- キ 児童養護施設
- ク 子どもの虹情報研修センター
- ケ 児童相談所 (児童福祉司・児童心理司・医師・一時保護所職員・嘱託弁護士)
- コ 区福祉保健センター

(3) これまでに出ている意見について

メンバーでの協議及び上記関係機関へのヒアリングを行い、さまざまな意見が出されています。これらの意見をふまえ、効果的な対策を検討しています。

(主な意見)

- ア 乳幼児に関するもの
 - ・ 虐待による死亡児の約3/4が3歳以下となっている。妊娠期から専門職による面接を行ったり、ハイリスクである乳幼児健診未受診者への取り組み強化や、産科医療と区福保健センター等との連携強化が重要。
 - ・ 区福祉保健センター及び児童相談所の家庭訪問員やヘルパーによる家庭訪問を拡充し、支援や見守りを行うことが虐待の未然防止や早期発見に有効。
- イ 関係機関に関するもの
 - ・ 具体的な基準がないために、どのような状況で通報して良いのか、区や児童相談所等どこに通報すべきであるのか等、判断に迷うことがある。
 - ・ 幼稚園や保育園、学校、医療機関等において、虐待対応の技術や知識が不足しているため、専門的な研修を行ってほしい。
 - ・ 保育園は有効な資源であるが、費用や送迎の面で利用困難な世帯がある。

ウ 連携に関するもの

- ・ 区福祉保健センターと児童相談所の役割分担の明確化が必要。
- ・ 学校との連携が再発防止の観点からも重要。
- ・ 関係機関で共有できる「ランク（リスクの度合いや具体的な支援の方針を示す基準）」がないために、通報や支援の遅れにつながる危惧を感じる。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の充実が必要。

エ 体制強化に関わること

- ・ 増加する児童虐待への対応と、虐待に係る親子の支援と再発防止の充実のため、児童相談所、区福祉保健センターの体制強化の検討が必要。
- ・ 北部児童相談所に一時保護所がなく、一時保護児童は、遠くの一時保護所に保護されるため、児童相談所職員が、きめ細かな支援を行いにくい。

オ その他

- ・ 通報先とは別に、保育園や学校等の関係機関向けの相談窓口を、たとえば児童相談所に設置することが、連携や技術の向上のために有効。
- ・ より市民の目にふれるような広報の充実が必要。

(4) 今後の予定

今後も定期的（月2回程度）に会議を開催し、年度内に報告書をまとめます。